

公正価値測定及びその開示 ディスカッション・ポイント (2010.4.22)

ディスカッション・ポイント

(文案作成の方向性)

- 基準及び適用指針の本文は、2009年5月に公表されたIASBの公開草案及びその後の審議内容を反映し、結論の背景には、ASBJの論点整理に対するコメント対応等の内容を記載することでどうか。

(公正価値の概念)

- 入口価格と出口価格に分かれている我が国の時価の概念を、出口価格に統一することについて（会計基準案第25項から第30項）、特に再調達コストに対する考え方を出口価格とすること（会計基準案第28項）でよいか（例えば、棚卸資産における再調達原価の定義を見直す必要がある（次回以降に予定しているスコープ・アセスメントで取り扱う予定）ものの、同じ市場における焦点の当て方が異なるのみであり、実務における影響はないと考えられる）。
- 大量保有要因による流動性コストの調整は明示的には禁止されていないため、実務上、流動性コストの調整を行っているケースがあるが、このような調整は報告企業に固有のものであり、市場参加者に共通するものではないため、禁止（本適用指針案第7項、第45項及び第46項）することでよいか。

(公正価値の算定方法)

- 我が国における合理的に算定された価額は、資産又は負債の取引量が著しく低下してしまった場合の公正価値の算定（適用指針案第26項及び第27項）と考え方において差異はない（適用指針案第53項及び第54項）と考えられる。
- ブローカーから入手した公正価値を用いるにあたって、我が国では、価格そのものの妥当性よりも、価格を算定したブローカーが誰なのかを重視する傾向があるとの指摘があるが、本適用指針では、入手した価格について、その中身を十分に理解した上で用いる（例えば、レベル別の分類）必要がある（適用指針案第31項及び第56項）ことを明示することでよいか。

(公正価値に関する注記事項)

- 公正価値のレベル別の開示は、每期継続して公正価値を貸借対照表価額としているもの又は注記をおこなっているものが対象（会計基準案第17項）であるため、我が国の現行の会計基準を踏まえた場合、金融商品（貸付金等の金銭債権、金銭債務を含む）貸貸等不動産を保有する企業に影響があると考えられる。
- なお、我が国では公正価値オプションが導入されていないため、負債の不履行リスクに関する開示は不要（会計基準案第17項(4)）とすることでよいか。

（ご参考）プロジェクトの状況

- 2009年8月に論点整理を公表し、同年11月12日の第189回企業会計基準委員会においてコメント対応（案）を審議済み。
- その後、IASB/FASBの審議状況もフォローしつつ、次のとおり金融商品専門委員会にて公開草案の文案の検討を行っている。

日時	議題
1月19日(火) 専門委員会	・11月27日に開催されたIASBのラウンド・テーブルの概要 ・12月のIASB/FASBの再審議のフォロー
3月16日(火) 専門委員会	・1～2月のIASB/FASBの再審議のフォロー
4月1日(火) 専門委員会	・3月のIASB/FASBの再審議のフォロー ・文案の検討 【公正価値の考え方】
4月19日(月) 専門委員会	・文案の検討 【公正価値の測定方法、公正価値に関する注記事項】

- 今後の予定としては、4月12日に更新されたASBJのプロジェクト計画表に基づき、公開草案を6月末に公表し、年内に最終基準化を見込む。ただし、4月14日に公表されたIASBのprogress reportによると、最終基準化が4Qに後ろ倒しとなっているため、以下の日程を再度見直す可能性がある。

	ASBJ	IASB/FASB
4月	文案の検討	IASB：範囲を絞ったED、Request for Views
5月		FASB：Topic820を改訂する公開草案
6月	公開草案	コメント期間
3Q	コメント期間	FASB：円卓会議を開催
4Q	最終基準化	再審議 最終基準化

以上